

第 1 章

計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

平成 11 年に制定された男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号。以下「法」という。）により、男女共同参画社会の実現は 21 世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけられています。

本市も、社会・経済環境の大きな変化を背景に、多様化・高度化する諸課題に対応し、豊かで活力ある地域をつくるためには、誰もが人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会実現への取り組みが喫緊の課題となっています。

このたび、平成 20 年 11 月の合併によって伊佐市が誕生したことを機に、最近の社会情勢の変化や国の新たな「第 3 次男女共同参画基本計画（平成 22 年 12 月 17 日閣議決定）」に対応した新たな計画を策定することとしました。

2 計画の性格

- (1) この計画は、法及び鹿児島県男女共同参画推進条例第 7 条の規定に基づく男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画です。
- (2) この計画は、法に基づく法定計画である、「第 2 次男女共同参画基本計画」並びに「第 3 次男女共同参画基本計画」を上位計画とし、「第 1 次伊佐市総合振興計画」やこれに基づく部門別計画との整合性を図り策定します。
- (3) この計画は、地域の特性を考慮し、市民の意見を反映するため、平成 21 年に実施した「男女共同参画社会についての市民意識調査」の結果や、市民で構成された伊佐市男女共同参画推進協議会からの提言などを踏まえて策定します。
- (4) この計画は、「伊佐市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」と一体的に策定します。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とし、実施事業については 5 年間を一区切りとして見直します。その他、社会・経済環境の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。